

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者に対する医療の給付等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和8年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者に対する医療の給付等に関する事務
②事務の概要	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき、東京都は、被爆者健康手帳交付申請にかかる審査を行い、認定者に対して被爆者健康手帳を交付するとともに、居住地変更等の事務を行っている。 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働省は、東京都を通じて提出された原爆症認定申請にかかる審査を行い、認定者に対して、東京都を通じて認定書を交付している。 ・被爆者健康手帳所持者(もしくは認定書所持者)は、医療機関受診時に被爆者健康手帳(もしくは認定書)を提示することにより、自己負担なしで、医療の給付を受けることができる。(全額国費負担) ・被爆者健康手帳等を提示しなかった場合や被爆者一般疾病医療機関以外を受診した場合、被爆者は保険診療にかかる自己負担分を医療機関に支払う必要があるが、後日、東京都へ還付請求することができる。東京都は請求に基づき、医療費の支給事務を行っている。 ・東京都は、医療費助成事務システムにより、被爆者健康手帳及び認定書所持者の資格情報を管理している。 ・個人番号は、医療費助成事務システムにより管理し、申請書、被爆者健康手帳、認定書等紙の書類には個人番号の記載はない。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本都は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の被爆者健康手帳(もしくは認定書)に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	・医療費助成事務システム(被爆者に対する医療の給付等に関する事務) ・東京都住民基本台帳ネットワークシステム ・Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者及び原爆症認定者の資格情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表97 ・住民基本台帳法第30条の15、別表第5 7の2 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 ・市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健医療局保健政策部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策事業調整担当課長

6. 他の評価実施機関	
社会保険診療報酬支払基金(支払基金)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4473
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4473
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを特定するために住基ネット照会を行う際は、氏名、性別、生年月日、住所の4情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して、下記の場面で手作業が介在する可能性があるが、複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・住基照会データを入れた外部記録媒体(CD-RW)、書類の持ち運び ・住基照会結果の取込み	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含むDVD、書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、また、処理終了後は速やかに廃棄することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]